

子どもの 健やかな成長のために

養育費について知っておくべきこと



<http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000452094.html>

大阪市 ひとり親

Q 検索



「養育費」の取り決めは忘れずに！

～養育費の受け取りは子どもの重要な権利です～

子どもたちにとって、両親の離婚はとても大きな出来事です。

子どもたちがこれを乗り越え、安心して暮らし、健やかに成長していくよう、離婚をするときに親としてあらかじめ話し合っておくべきことに、「養育費」と「面会交流」があります。

養育費とは…？

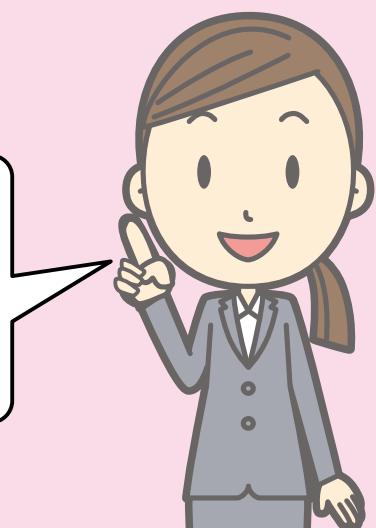
養育費とは、子どもの監護（監督・保護）や教育のために必要な費用のことをいいます。

一般的には、子どもが自立するまでに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

養育費の支払義務（扶養義務）は、父母の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障する必要があります。

養育費は、子どものためのものですから、離婚時にきちんと取り決めておくことがとても大切です。

養育費の支払いについて話がまとまった場合は
□約束ではなく、書面にしておきましょう。
できれば**公正証書を作成しておく**ことを
お勧めします。



公正証書とは？

法律の専門家である公証人が作成する公文書です。

公正証書を作成するメリットは？

相手が約束を守らない場合は裁判所の判決と同様に強制執行ができます。

※強制執行認諾条項（強制執行を受けることを承知する旨の文書）をつけておく必要があります。

公正証書を作成するには？

公証役場に当事者（父と母）が出向きます。公証役場は大阪市内に6ヶ所あり、どこでも利用できます。

本人が行かなければいけませんか？

養育費や慰謝料、財産分与など金銭を支払う契約の公正証書は本人の委任状を持った代理人でも手続きができます。ただし、身分に関する行為（離婚、認知、養子縁組することなど）についての取決めは本人でないとできません。また、当事者双方の代理を一人ですることはできません。

作成の費用は？

手数料は目的の価額（取り決める金額）等により定められています。例えば、毎月4万円の養育費を10年間支払うことを取り決める場合の手数料は11,000円です。

どういった内容を決めなければならないか？

公正証書は当事者の合意の内容を記載して作成するものなので、合意ができていなければ作成はできません。合意する内容については、養育費の金額、支払時期（毎月など）、支払期間などを決めておきましょう。

（参考）子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A（法務省作成）

公正証書について詳しくは…

日本公証人連合会ホームページに、公正証書作成のために準備する資料や手数料などの情報があります。  <http://www.koshonin.gr.jp/>

● 養育費に関する公正証書等作成促進補助金

大阪市では、公正証書・調停調書の作成に係る費用を補助する制度があります。
詳しくはホームページをご覧ください。

 <https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000468018.html>



面会交流の取り決めも大事です

～こどもにとって両親はともにかけがえのない存在です～

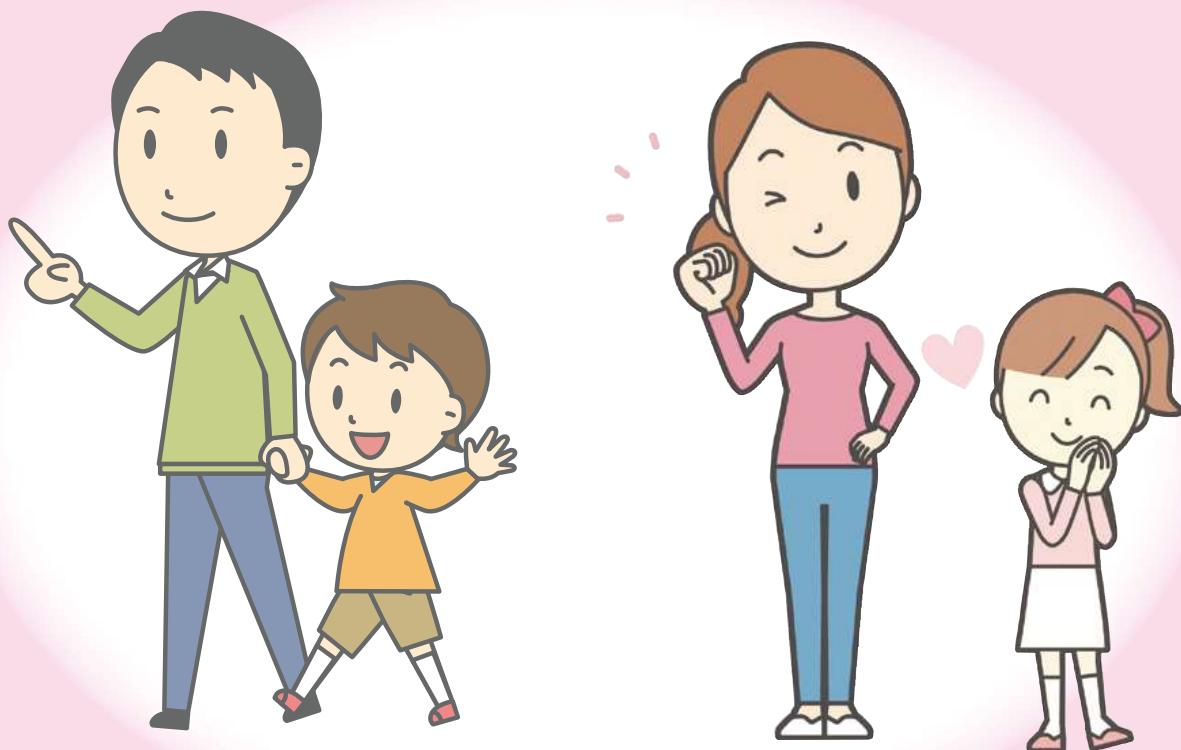
面会交流とは…？

面会交流とは、こどもと離れて暮らしているお父さんやお母さんがこどもと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

こどもは面会交流を通して、どちらの親からも愛されている、大切にされていると感じることで、安心感や自信をもつことができ、それはこどもが生きていく上で大きな力となります。

面会交流の方法や時期、回数などについては、こどもが安心して面会交流を楽しめるように、子どもの年齢や健康状態、生活状況等を考えながら無理のないよう決めることが大切です。

面会交流の取り決めは、書面に残しておくようにしましょう。



お困りのときは、専門家に相談してみませんか

離婚・養育費に関する悩みをお持ちの未成年の子ども（胎児含む）がいる父母のために、弁護士による専門相談を各区役所や愛光会館で定期的に開催しています。

●各区での相談窓口開設日は大阪市ホームページをご覧ください。

□ <https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000384456.html>



●大阪市立愛光会館 大阪市北区中津 1-4-10 ☎06-6371-7146

法律相談 □ <http://www.hitoren-osaka.org/law.html>

その他の相談窓口

■ 養育費相談支援センター

□ <http://www.youikuhi-soudan.jp/> ☎ info@youikuhi.or.jp
☎0120-965-419 または 03-3980-4108

■ 日本司法相談センター（法テラス）

□ <https://www.houterasu.or.jp/> ☎0570-078374

■ 裁判所ホームページ ※家事調停手続き等の申立書などを入手できます。

□ <https://www.courts.go.jp/index.html>

ひとり親家庭センター



各区役所にて、ひとり親家庭センターによる専門相談をはじめ、各種支援を行っています。離婚に関する悩み等に寄り添いながら、情報提供や公証役場・家庭裁判所・弁護士事務所などへの同行支援も行います。

お問い合わせ先は、裏表紙一覧表をご覧ください。



分からないことや聞きたいことがある方はお気軽に最寄の相談機関にご相談ください



養育費や面会交流について知っておくこと

～よくある質問～

Q1 養育費って何？

A1 養育費は食費、教育費、医療費などお子さんの生活費のことです。

Q2 どうして払わなければならないの？

A2 たとえ夫婦は離婚しても、かけがえのない父親母親としてお子さんを健全な社会人に育てる大きな責任があります。

Q3 金額はどうやって決めればいいの？

A3 両親の収入を基本に話し合って決めるのが一般的です。目安になるものとして「養育費算定表」があります。算定表は大阪地方裁判所・大阪家庭裁判所ホームページ (<http://www.courts.go.jp/osaka/saiban/index.html>) でご覧いただけます。

Q4 話し合いができない、または、まとまらないときは？

A4 両親で話し合いができないとき、または話し合っても平行線で結論が出ないときは家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

Q5 こどもが何歳になるまでもらえるの？ 大学に入る場合は？

A5 成人までというのが一般的です。また、両親がこどもを大学に行かせてあげたいと考えるときは、話し合って双方で負担することができます。

Q6 離婚してからでも、養育費を請求できるの？

A6 請求すること自体はできますが、協議は難航するかもしれません。できる限り、離婚するときに取り決めておきましょう。

Q7 面会交流って絶対に応じないといけないの？

A7 面会交流は子どものためのものですから、子どもの利益を最優先して考えなければいけません。ただし、相手からDV被害を受けているなど特段の事情がある場合は、面会交流をすることが子どもの最善の利益に反することもあります。

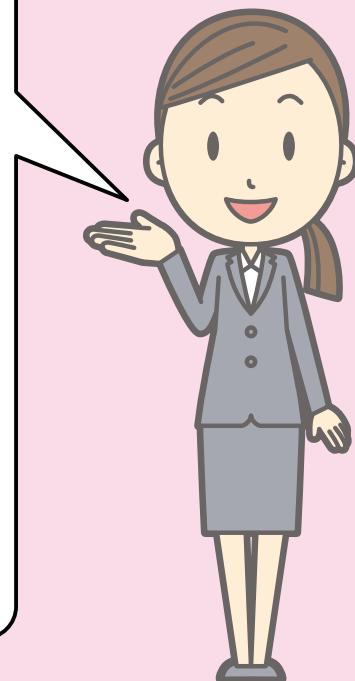
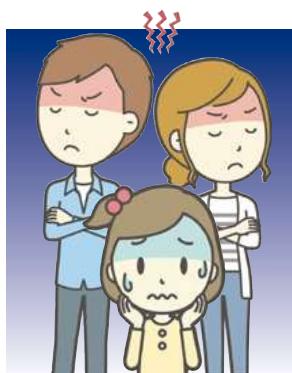
Q8 養育費や面会交流についてもっと詳しく聞ける場所はありますか？

A8 大阪市では、各区役所に「ひとり親家庭サポーター」を配置し、離婚前の方も含めて相談を受け付けています。必要な場合は、家庭裁判所等への同行支援も行います。また、各区役所で弁護士による無料専門相談や母子・父子福祉センター 大阪市立愛光会館において無料法律相談を実施しています。



子どもの気持ちに配慮してあげてください

- 親が離婚に直面しているとき、子どもは **大きな不安**を感じます。
- 子どもはたとえ幼児であっても、いま何が起きているかについて**大人が考えている以上に的確に把握**しています。
- 子どもの年齢や発達に応じて、**分かりやすい言い方**でよく説明することが大事です。
- 子どもに対しては、親同士は一緒に暮らしていくなくても、**双方とも子どもを大事に思っていること**、決して**子どものせい**で争っているのではないということをしっかりと伝えてあげてください。



お問い合わせ先

(各区保健福祉(福祉)課ひとり親家庭センター連絡先一覧)

区名	担当部署名	電話番号	ひとり親家庭センター窓口開設日
北区	福祉	06-6313-9534	火・木曜日
都島区	こども教育	06-6882-9889	火・木曜日
福島区	子育て教育	06-6464-9860	水・金曜日
此花区	地域福祉	06-6466-9857	水・金曜日
中央区	子育て支援・保育	06-6267-9955	水・金曜日
西区	子育て支援	06-6532-9952	水・金曜日
港区	子育て支援	06-6576-9857	水・金曜日
大正区	こども・教育	06-4394-9914	火・木曜日
天王寺区	福祉サービス	06-6774-9857	火・木曜日
浪速区	子育て支援	06-6647-9895	火・木曜日
西淀川区	こども福祉	06-6478-9952	火・木・金曜日
淀川区	子育て支援	06-6308-9423	火・水・木曜日
東淀川区	子育て・教育	06-4809-9850	水・木・金曜日
東成区	こども福祉	06-6977-9156	水・金曜日
生野区	福祉サービス	06-6715-9088	火・木曜日
旭区	地域福祉	06-6957-9857	水・金曜日
城東区	子育て教育	06-6930-9065	火・木・金曜日
鶴見区	子育て支援	06-6915-9107	火・木曜日
阿倍野区	子育て支援	06-6622-9865	火・木曜日
住之江区	福祉	06-6682-9857	火・水・木曜日
住吉区	保健福祉	06-6694-9857	水・木・金曜日
東住吉区	保健福祉	06-4399-9838	火・水・金曜日
平野区	地域福祉	06-4302-9857	火・水・金曜日
西成区	子育て支援	06-6659-9824	水・金曜日

相談時間 午前9時15分～午後5時30分

※出張や予約相談などで不在の場合がありますので、あらかじめお電話にてご確認ください。

※相談日が祝日の場合は、振替実施は行いません。

※区役所の相談日・相談時間外での相談や訪問相談をご希望の方は、

こども青少年局 こども家庭課 (06-6208-8034) にお問い合わせください。